

建築基準法第 22 条第 1 項の規定による区域を定める件

平成元年 仙台市告示第 77 号

改正 平成 12 年 9 月 25 日 仙台市告示第 880 号

建築基準法第 22 条第 1 項の規定により市長が指定する区域は、防火地域及び準防火地域を除く仙台市全域とする。